

## 地震から命を守るために

今年度も木造住宅耐震診断の希望者を募集します

地震に強い安全なまちを目指して、木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合に、市が専門知識を有する耐震診断員を派遣します。

対象者：市税を滞納していない方

対象住宅

市内にあり、次の①～⑥の要件すべてに該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、同年6月以降増改築されていないこと。

②一戸建ての専用住宅または併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る)で地上階数が2以下であること。

③在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること。

④現に所有、かつ居住の用に供していること(相続されていないものは除く)。

⑤原則として延べ床面積が200㎡以下であること。

⑥建築基準法に違反していないこと。

\*200㎡を超える場合は、400㎡を上限とし、申込者負担の増額で対応します。

診断費用：自己負担として1戸当たり8000円(200㎡を超える場合は増額)

\*診断費用は200㎡以下の場合は総額11万8000円ですが、自己負担額を除いた残額は国、県、市で負担します。

募集戸数：4戸(先着順)

募集期間：7月15日(水)～10月30日(金)(土曜・日曜日、祝日を除く)

申込書の配布

建築住宅課で配布。市ホームページからもダウンロードできます。

問：建築住宅課 内線2665

8月1日から第1号被保険者(65歳以上の方)の

## 介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持するために介護保険の費用負担を見直します。費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や認知症の方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

### 1. 負担割合が変わります

収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方、年金以外の収入がある場合で合計所得金額が160万円以上の方は、介護サービスを利用した時の負担割合が原則として1割から2割になります。介護認定されている方に「介護保険負担割合証」を7月中旬に郵送します。被保険者証とあわせてサービス利用時に提出してください。

\*同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。

\*第2号被保険者(40～64歳の方)、市民税非課税の方は1割負担です。

### 2. 負担上限が変わります

同一世帯内に市民税の課税所得が145万円以上で65歳以上の高齢者がいる場合、月々の負担上限額が現在の3万7200円から4万4400円になります。

\*この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、3万7200円になります(市から対象者に申請勧奨を行います)。

### 3. 食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

世帯全員が市民税非課税で、預貯金などの少ない場合は、食費・部屋代の負担軽減を受けられます。負担軽減の申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要になります。

\*預貯金など(現金、有価証券なども含む)は、配偶者がいる方は合計2000万円、いない方は1000万円を超えると、軽減を受けられません。

\*配偶者が市民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても軽減を受けられません。

### 4. 部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の方は、室料相当の額を負担していただくようになります。具体的な相部屋代の負担額は、各施設にお問い合わせください。

\*食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります(世帯全員が市民税非課税の方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません)。

問：介護福祉課 内線2459